

SSKP

発行
 全国脊髄損傷者連合会
 神奈川県支部
 〒246-0006 横浜市瀬谷区上瀬谷町26-28
 電話 045-922-6324

編集人
 山崎界

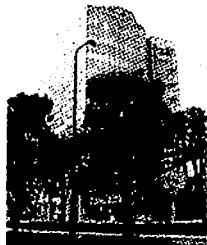
ホームページ <http://www.maxhi-ho.ne.jp/yawaragi/>
 メールアドレス yawaragi@max.hi-ho.ne.jp



支部総会後に開催されたスポーツ吹き矢。手作り補助具で頸損の人も気軽に！

全脊連第8回総会 3	地上デジタル放送受信のための 8 ~ 9
大阪大会開催報告	支部長 山崎 昇	支援について	
第31回支部総会 開催される 4	排便方法いろいろ 10
自動車税の減免について 5	西湘協会 宝子山 正博	
2年間は措置で半額支給 6 ~ 7	気軽に楽しめるスポーツ吹き矢・	
重度障害者手当て	事務局長 妻屋 明	会員動向 11

神奈川トヨタ 暮らし方上手をお手伝い 福祉・介護カーショップ



乗る人、乗り方、いろいろあります。
たのしいクルマ、いろいろ作ります。

神奈川トヨタ取扱いの福祉車両【ウエルキャブ】のワイドバリエーションはもちろん、現在お乗りの車もメーカーを問わず、お客様のご要望にあわせて改良いたします。



●ステアリングスイールノブ

●エブリデー用品の輸送

●シートバックリップ

介護・自立がテーマの高機能商品、
ご提案します。

たとえば段差昇降機や電動クルマ椅子など、
介護をする方に最もされる方にも、便利で高機能
な商品を始めました。



いろいろな公的補助、
アドバイスやご提案します。

福祉車両のお求めや改良に際し、国や地方自治体
では各種貸し付け・助成制度や優遇税制制度を
用意しています。助成条件のご案内はもちろん、
申し込み方法などお客様と一緒に考えて参り
ます。

自分らしく日々を暮らすご相談、なんなりと、

スタッフは福祉車両改造のスペシャリストを始め、日本
チェアスキー協会会長・元日本障害者スポーツ協会理事
伊佐幸弘氏など、強力スタッフ陣がお待ちしています。

レジャー＆スポーツの楽しみ方、
ご提案します。

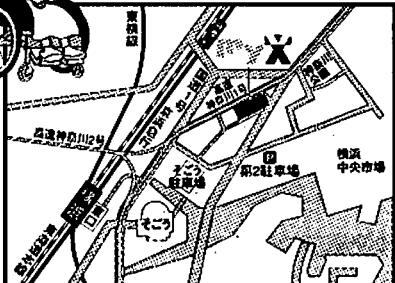
グッドオープニングズ・マイクスと連携、
初心者から楽しめるスポーツ＆レジャーを
ご紹介。バスケットボールやチェアスキーは
当ショップのおすすめメニューです。



WeCab

PRIUS
ウエルキャブ
新登場

Photo: PRIUS S 助手席抱軸スライドシート車
"Bタイプ"(車いすはイメージ)



横浜市神奈川区栄町7-1 マイクスピル2F TEL: 045(459)2112
営業時間 / 10:00~20:00 www.kanagawatoyota.com



TOYOTA

神奈川トヨタ

第8回総会大阪大会開催報告

神奈川県支部 支部長 山崎 昇
わりました。

平成二十一年六月六日（土）～八日（月）朝まで、全日空ゲートタワーホテルで開催されました。ホテルは、関西空港からも近く、電車で移動出来ました。

私は自動車での参加でしたが、行くときは、土曜日で、千円で行けましたが、帰りは月曜日となり、ETC割引がなく一万円となりました。

六日、13時より受付、15時より17時まで、代表者会議。会議は翌日の総会の進行についての打合せ。夕食は各自レストランでの食事となりました。

七日、いよいよ今回の目的であります、本会議の総会が、10時より開催されました。毎年恒例であります、開会宣言、黙祷、歓迎挨拶、理事長挨拶、感謝状贈呈、来賓挨拶から始まりました。

式典後、全脊連活動報告として、ピアサポートモデル事業報告として、沖縄県支部、千葉県支部、大阪府支部から報告されました。

午後より、総会議事が行われました。第1号議案から第6号議案まで、審議され、6号議案では、（社）全国脊髄損傷者連合会の今後として、公益社団申請についての説明が行われ、次期総会開催支部が、広島県支部と承認、大会スローガンも採択され総会が終了しました。

今回の全国総会は、新型インフルエンザの流行により、開催直前まで、危ぶまれましたが無事開催されました。

また、社団法人

全国脊髄損傷者連合会結成五十周年記念国際シンポジウムが十一月一日

大阪府の国際障害者交流センター（ピックアイ）で開催されることとなりました。

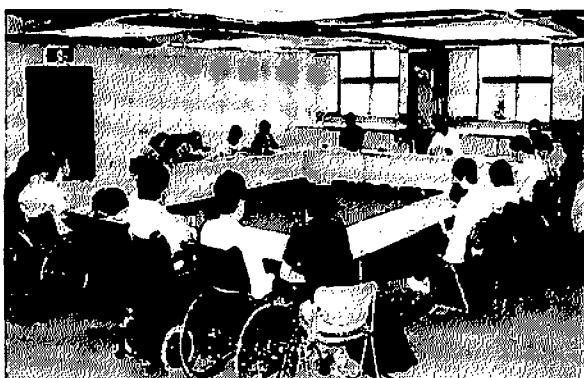


(社) 全脊連 第31回神奈川県支部総会開催される 山崎昇支部長を再任

神奈川県支部は、去る六月二十日、伊勢原市の「フォーラム246」において、予定通り平成二十一年度支部総会開催しました。予め各会員にお送りした議案書を基に総会では、神奈川県と横浜市の在宅重度障害者手当の制度が私たちの活動で廃止されず、維持されることになった、など平成二十年度の幅広い支部活動報告が行われました。

また、平成二十一年度の事業計画と予算案で

は、神奈川県リハビリセンターに入院中の脊髓損傷患者に対するピアサポート活動やセミナーの開催、各協会活動が審議され、総額二二八万九千円余りの予算案が審議され、いずれも支部原案どおり全会一致で了承されました。また、支部役員の改選期にあたり、役員の改選が行われましたが、湘南協会長の森田久一が病気療養のため退任し、代わって西湘協会長の宝子山正博さんが湘南協会長を兼務することを決めたほか、山崎昇支部長ほか各役員が引き続き再選され、平成二十一年度の支部活動が改めてスタートしました。



平成二十一年度支部役員	
支 部 長	………山崎 昇
副 支 部 長	………路川 十九夫
事 務 局 長	………妻屋 明
財 政 部 長	………町田 安男
労 勤 副 支 部 長	………新田 輝一
厚 生 福 祉 部 長	………山崎 敏夫
文 化 部 長	………大井 知子
体 育 部 長	………鈴木 秀夫
女 性 部 長	………赤城 喜久代
（兼務）	
支部相談窓口担当	………路川 十九夫
(電話 046-227-0165)	
川崎協会長	………澤藤 充教
横浜協会長	………新田 輝一
県央協会長	………路川 十九夫
〔協会長〕	
（代理）	
西湘協会長	………宝子山 正博
湘南協会長	………宝子山 正博
（兼務）	

□ 障害者の方のためにもっぱら使用する自動車に対する 自動車取得税・自動車税の減免について □

県では、障害者の方又は障害者の方と生計を一にする方が所有し、通院や通学などの日常生活において、障害者がもっぱら使用する自動車に対する自動車取得税・自動車税を減免する制度を設けています。

次の「1 障害者の障害の範囲」及び「2 減免の対象となる自動車」の要件に該当する場合は、減免申請書を自動車税管理事務所又は最寄の県税事務所に提出していただくことにより減免を受けることが出来ます。

なお、障害者がもっぱら使用しない自動車については、この減免の適用を受けることは出来ません。

1 障害者の障害の範囲

(1) 身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体障害者手帳に記載されている障害の級別が次の表の区分による障害の級別に該当する方（抜粋）

障害の区分	障害の級別
上肢	1級、2級
下肢	1級から6級まで
体幹	1級から3級まで、5級
ぼうこう又は直腸の機能	1級、3級、4級

2 減免の対象となる自動車

対象自動車	自動車を所有(取得)する方	自動車をもっぱら運転する方
自家用車 (リース車を除きます)	障害者の方	障害者の方
		障害者の方と生計を一にする方
		身体障害者等のみで構成される世帯の障害者の方を常時介護する方
	障害者の方と生計を一にする方	障害者の方
		障害者の方と生計を一にする方

※ 福祉施設に入所している障害者の方のためにもっぱら使用する自動車も減免の対象になります。

次の①と②のいずれも満たす自動車が対象となります。

- ① 福祉施設等に入所している障害者の方と生計を一にしている方の自動車
- ② 福祉施設等に入所している障害者の方のために継続的に週一日以上使用している自動車

□○自動車税についてのお問い合わせ□○

自動車税コールセンター (8:30~17:15)

045-973-7110

県在宅重度障害者手当 1・2級の身体障害者

2年間は経過措置で半額支給

事務局長 妻屋 明

神奈川県議会は、現行の「在宅重度障害者等手当」を障害者の地域生活支援策の推進を理由にして大幅に削減する条例改正案を今年二月から審議していましたが、七月十日、自民、公明、民主、県政、大志未来、神奈川ネットが修正案を加えた条例改正案を賛成多数で可決し、成立しました。

それによると、平成二十二年度から所得制限を導入したうえで、支給対象者を重度重複障害者と国の特別障害者手当を受給している重度障害者に限定され、現在の受給者の九十四%にあたる人たちへの支給は、事実上二十二年度から廃止されることになりました。

但し、私たちが行つた署名活動はじめとする粘り強い運動が奏効して、身体障害者手帳1・2級の人は、平成二十二年と二十三年の二年間に限り、経過措置として、現行の半額が支給されることになりました。

このことは、既に支払い案内書で通

また、横浜市は私たちの働きかけを無視して、平成二十二年度から手当は廃止されることが決りました。

神奈川県の在宅重度障害者手当 支給条例の改正

● 内容

① 支給対象者

① 身体障害者手帳1級、2級、療育手帳A1、A2及びこれに相当する者、精神保健福祉手帳1級のうち、複数の手帳の交付を受けた者。

② 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の規定による障害児福祉手当又は特別障害者手当の支給を受けている者（①に該当するものを除く。）

③ 六十五歳に達した日以降、新たに身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の交付を受けた者（知的障害者である場合を除く。）又は特別障害者手

（扶養親族等が0人の場合）
除く。については支給対象としない。

② ① 『所得制限』

① 単身世帯 三六〇万四千円
本人と配偶者又は扶養義務者の世帯
本人 三六〇万四千円
配偶者又は扶養義務者
六一八万七千円

（扶養親族等が0人の場合）
① 年額 六万円
※ 経過措置として現行の対象者に、2010年に限り半額支給。
特例給付金として現行支給金額の半額が支給される。

② ① 『支給時期』

① 毎年度一月に一年分を支給（特例給付金が支給された人は、その支給額を控除した額を支給）
※ 経過措置の半額は、2010年7月と2011年7月にそれぞれ支給される。

② ① 『支給対象者』

① 重度重複障害者→支給額六万円
身体障害者手帳1、2級かつIQ35以下
② 重度障害者→支給額三万五千円
身体障害者手帳1、2級

35以下

・IQ 35以下

・身体障害者手帳3級かつ

・IQ 50以下

③重度障害者に準じる者→

支給額二万五千円

・身体障害者手帳3級

・IQ 40以下

・身体障害者手帳4級かつ

・IQ 50以下

④六十五歳に達した日以降、新たに身

体障害者手帳の交付を受けた者(知

的障害者である場合を除く。)につい

ては、支給対象としない。

『所得制限』

なし。

『支給時期』

毎年度七月及び十二月の二期に
一年分を分割して支給する。

これまでの活動経過

神奈川県の在宅重度障害者手当は、昭和四十四年に、また、横浜市在宅障害者手当は昭和四十七年にそれぞれ創設され、これまで長い間私たちの生活の一部として組み込まれてきました。しかし、平成十九年頃から地方財政の逼迫などにより制度の見直しが検討されるようになり、神奈川県と横浜市は、それぞれ今年二月の議会に在宅重

度障害者手当を大幅に削減する条例案が提出され、審議が続けられて来ました。支部では、これらの案が議会で可決すると、永年にわたり継続されてきた現金給付がなくなってしまうことから、昨年十二月に「障害児者の生活と権利を守る神奈川県連絡協議会」と協働して会員の皆様と共に署名活動を実施して、障害者手当の廃止を阻止する活動に取り組みました。

私たちの署名活動の結果は、今年一

月までに合計六十六名から神奈川県議会宛の署名が合計七二四筆。また、横浜市議会宛の署名は合計一一五筆も集まりました。集められた署名簿は、早速他団体の署名簿とともに横浜市議会と神奈川県議会に提出されました。

その結果、横浜市議会は私たちの活動を無視、在宅障害者手当ては平成二十二年四月から廃止が決定するという厳しい結果に終わり、既に在宅障害者手当受給者に通知されました。

一方、神奈川県議会では私たちの署名活動の効果が發揮され、各会派の議員に重く受け止められ、一年間の経過措置をさらにもう一年間延長させ、経過措置を二年間設け、現行の半額支給という結果を引き出すことができまし

た。
協力していただいた会員の皆様には感謝いたします。

手当廃止で浮いた財源は何処へ

在宅重度障害者手当は、現在十二万九千人に支給されていますが、今回の改正で来年の平成二十二年からの支給対象者は約八千人に減らされ、県は毎年約四十億円を浮かせることになるそうです。

この浮いた財源で障害者の地域生活支援施策に回し、グループホームやケアホームの設置促進、日中活動の地域拠点づくりなどを進めるとしています。しかし、その内容については今ひとつ不明確であり具体性に欠けるなど、納得ゆくものではありません。

手当は少額ではあるものの、長い間当てにしてきた収入の一部です。これを廃止すると言うのでは、ガンバつて在宅生活をしている重度障害者にとっては厳しい福祉施策といわざるを得ません。

今回の手当で削減が単なる障害者の福祉予算削減策に終わらせてはなりません。

ほう そ う じ ゅ し ん

し え ん

地上デジタル放送受信のための支援について

地上デジタル放送をご覧になるには…

平成23年7月24日まで
に今までのテレビ放送
(地上アナログ放送)は
終了します。

- それまでに皆さまのテレビを「地上デジタル放送」対応に換えていただく必要があります。
- 地上デジタル放送をご覧になるには、地上デジタル放送に対応しているテレビに買い換えるか、お手持ちのアナログテレビに外付けの地上デジタル放送対応チューナーを購入して接続する必要があります(ケーブルテレビなどをご利用の場合は上記と異なる場合があります)。

どのような支援なのですか？

総務省では、**経済的理由**で地上デジタル放送がまだご覧になれない方に対して、**簡単な地上デジタル放送対応チューナー**（以下、**簡単なチューナー**）の**無償給付**などの支援を行います。

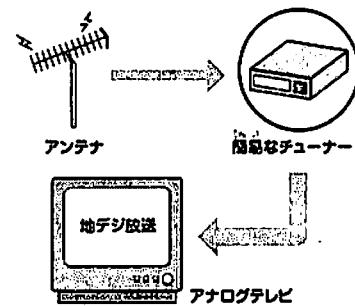
誰が支援を受けられるのですか？

右のいずれかに該当
し、NHKの放送受信料
が全額免除となつてい
る世帯です。

- ①生活保護などの公的扶助を受けている世帯
 - ②既にいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯
 - ③社会福祉事業施設に入所されている方
- ※既に地上デジタル放送がご覧になれる世帯は、支援を受けられませんのでご注意願います。
(共同受信施設などで平成21年4月以降に工事を行った場合には、支援の対象となることがあります。)

支援の内容は？

- ①簡単なチューナーを無償で給付します（※テレビは給付しません）。
 - 簡易なチューナーを無償給付することにより、現在ご利用中のテレビ（アナログテレビ1台）で地上デジタル放送をご覧になれます。簡単なチューナーは、基本的にお住まいまで訪問して設置し、操作説明を行います。
- ②アンテナ工事などが必要な場合は無償で工事を行います。
 - 簡易なチューナーの設置のみで地上デジタル放送がご覧になれない場合は、屋外アンテナなどの無償改修を行います。また、共同受信施設またはケーブルテレビをご覧になっている世帯の改修経費なども負担します。



支援受付期間

平成21年10月1日～平成21年12月28日（消印有効）[平成21年度分]

支援の申込先は？

下記により申込書を入手の上、総務省 地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

支援の申込書の
入手方法

- ①総務省 地デジチューナー支援実施センターからお問い合わせに応じて送付します。
- ②申込書は、各市区町村およびお近くのNHKの窓口に用意している場合もあります。
なお、平成21年8月末時点でNHKの放送受信料が全額免除の世帯には、
NHKから放送受信料全額免除証明書とともに支援の申込書などが送付されます。



注意していただきたい点について

- 支援を受けるには、NHKと放送受信契約を結び、受信料の全額免除を受けることが必要です。早めの手続きなどをお願いします。
- ご自身で購入したチューナー、アンテナなどの清算はできませんのでご注意願います。
- 共同受信施設の世帯が負担する改修経費への支援は、施設の設置者(管理者)の協力をいただくことが原則となります。その上で、見積書などの工事関係書類や、請求書(または領収書)などの確認するための書類が必要となります。(ケーブルテレビの場合も同様です。)
- 地上デジタル放送が始まっていない地域は、地上デジタル放送開始後に支援を行うことになります



悪質商法にご注意ください!

この支援による簡易なチューナーの給付、
アンテナの工事などについて費用を請求することはありません。
テレビ調査員や工事業者を名乗って不正請求を行ったり、郵便による振り込め詐欺(架空請求)を行ったりする例が起きています。地上デジタル放送に関する誤った情報や不十分な情報にもとづいて関連商品・サービスを売りつける悪質商法にご注意ください。

地上デジタル放送受信のための支援に関する問い合わせ先

総務省 地デジチューナー支援実施センター
<http://www.chidejishien.jp>

ナビダイヤル: **0570-033840**
FAX: **044-966-8719**

左記の番号が利用できない場合は
TEL: **044-969-5425**

【受付時間】平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

NHKの放送受信契約や免除に関する問い合わせ先

NHK 視聴者センター
<http://www.nhk.or.jp/jushinryo/>

ナビダイヤル: **0570-000588**
FAX: **044-888-4340**

左記の番号が利用できない場合は
TEL: **044-871-8441**

【受付時間】平日 午前9時～午後9時(土・日・祝日は午前9時～午後6時)

「排便方法

いろいろ

西湘協会 宝子山 正博

脊損といえば、排便問題がかなり大きな事でしょう。排便にはいろいろな方法がありますが、いずれにしても苦労は大きいようです。私が脊損になって満三十年いろいろな方法で排便を行つてきました。出ない便をふんばつたり、摘便したり、また、逆に下痢でベッドを汚したり、散々な目にあいました。そんな苦労も六年前、ストマー（人工肛門）の手術により解決いたしました。最初のころは、ちょっとかぶれが気になりましたが、今はもうほとんどかぶれなくなりました。ストマー交換時（三日から四日）にお肌を入念にお手入れ（コ一ティング）します。

おなかすつきりスリムになりました。ストマーの交換はベッド上、車いすの上、どこでも出来ます。一日一回くらい便を捨てるだけです。昔の苦労もストマーにして忘れました。本当に助かって感謝しています。

話は前に戻りますが、私はたまに大きな下痢便をします。当然汚れ物がいっぱい出ます。いつもおふくろさんが、頑張つて後始末をしてくれていましたが、そんなおふくろさんも、七年

前天国に行きました。

それからも、たまに下痢便をして後始末に大泣きをしました。親というのは本当にありがたいものですねーと言つてもあのまつり。泣いていても始まりません。何とかしなくてはいけないと思い、ストマーの事をちょっとと聞いた事があり、どんな物なのか専門医を捜し求めて相談に行きました。

それで納得してストマーにしたのがきっかけです。その他いろいろな話はあ

りますが、詳しいことは書けませんので、排便で本当に悩みの人がおりましたら、左記の医療機関を紹介いたしますので、相談してみてはいかがでしょうか。ストマー専門の看護師さんが、親切に指導してくれます。

■ 東海大学病院消化管外科
☎ 0463-93-1121(代表)
医療機関

ストマーについて

腹壁につくられた排出口のことをストマーといいます。ストマーには大きく分けて、消化管ストマーと尿路ストマーがあります。

ストマーによって入浴が制限されることはあります。ストマーには装着します。ストマーには大きくなっています。

・入浴について

ストマーによって入浴が制限されることはあります。ストマー装着します。ストマーには大きくなっています。

・スポーツは

ストマーを傷め圧迫するような激しいスポーツではなく、ごく普通のスポーツは行えます。適度な運動はストマーにとっても好適といえます。

ストマーを持つことで、便は肛門から排出されなくなり、その代わりにストマ

ーから排出されるようになります。しかし、ストマには括約筋がないため、排便を自由にコントロールすることができます。そこで、排出物を収納しておくことができません。そこでもう一つ、左記の医療機関を紹介いたしますので、相談してみてはいかがでしょうか。ストマー専門の看護師さんが、親切に指導してくれます。

(社団法人日本オストミー協会
ホームページより抜粋)

頸椎損傷者にも気軽に楽しめる

スポーツ吹き矢

体育部長 鈴木 秀夫

なりました。

六月二十日フォーラム246において、神奈川県支部総会の後、スポーツ吹き矢大会が行われました。参加者は三十名弱で、男性チーム二組と女性チーム一組に分かれて競い合いました。

本格的なスポーツ吹き矢は様々なる一ルがあるようですが、今回は初心者や二回目といわれる方が多かつたため、付き添いなど健常の方にはハンディを付けるなどして楽しく競いあいました。

吹き矢は大きく息を吸つたり、はいたりするスポーツです。普段はあまり深呼吸などがない脊損・頸損者には、肺活量が増えて健康のために良いスポーツなのではないでしょうか?

また、息を吹く時のコツをつかめば肺活量の少ない頸損者の方でも的まで矢が届き良い成績が出ます。

男性の部では、入賞こそ果たせませんでしたが、県央協会の町田氏が決勝トーナメント(上位六名)に進出し、横浜協会の妻屋氏は堂々の四位入賞となり頸椎損傷者が上位成績を残す結果と

このように約二時間をスポーツ吹き矢で楽しんだ後、懇親会が開かれスポーツをしておなかが減ったところで美味しいお食事と楽しい会話やカラオケを楽しみました。
またいつ頃になるかわかりませんが、次回スポーツ吹き矢大会も考えておりますので、その際には大勢の会員の皆様の参加をお待ちしております。

大会結果

男子の部

1位	明比 勅
2位	落合 啄哉
3位	新田 輝一
4位	妻屋 明
5位	山口 成二
6位	町田 安男

女子の部

1位	城の上 寛美子
2位	大井 知子
3位	鈴木 滋美

会員動向

(住所変更)

北村文俊

横浜市戸塚区小雀町

1
9
1
8
1



Go to drive together.



人と車の未来が拡がっていく。



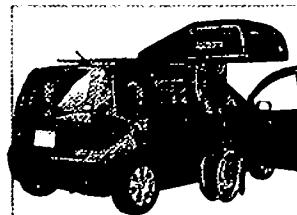
快適なカーライフをお届けするために、ニッシン自動車グループは歩み続けます。



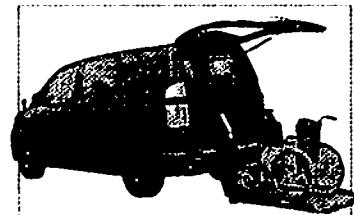
APドライブ



オートスピーコンII



オートボックス



オートリフト

福祉車両総合メーカー 株式会社 ニッシン自動車工業 全国をトータルにサポートいたします。

本社

〒349-1148

埼玉県北埼玉郡大利根町霞野台1-563-12

Tel.0480-72-7221 Fax.0480-72-7223

E-mail:jikou@nissin-apd.co.jp

愛知豊明工場

〒470-1161

愛知県豊明市栄町新左山1-755

Tel.0562-97-1091 Fax.0562-97-1092

E-mail:toyoke@nissin-apd.co.jp



NISSIN JIDOUSHA GROUP

一九七七年十二月三日第三種郵便物認可
二〇〇九年十月一日発行(毎月十八回)一・二・三・五・六・七の日発行)
SSKP通巻第四二五三号

編集人

横浜市瀬谷区上瀬谷二六一—二八
「和」編集部 山崎昇

発行人

特定非営利活動法人
東京都世田谷区砧六一—二六
定期刊行物協会 定価

三〇〇円